

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の改正素案について

1 条例の概要

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号。以下「条例」という。）では、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図るため、循環型社会の形成に関する道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めています。

産業廃棄物の処理に関する規制としては、北海道廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認するため、道外産業廃棄物を道内で処理しようとする道外排出事業者等に対して事前に書面で知事に協議することとし、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づきPCB廃棄物処理施設で処理を行う場合などについては、協議を不要としています。

2 改正の背景

PCB廃棄物のうち安定器等を処理できる全国2カ所の処理施設のうちの1つが室蘭市にあり、この施設では、東日本の1都18県で排出されたPCB廃棄物も処理しており、大量のPCB廃棄物が道内に搬入されています。

また、道ではPCB廃棄物の計画的かつ早期の処理に向け、保有状況の調査を実施していますが、新たに保有が判明した事業所では、安定器等を少量保管している場合が多いことが明らかとなっており、広い北海道に点在する安定器を効率的に処理施設に運搬するためには、中継拠点を設け、PCB廃棄物を集約して運搬することが必要となります。

道内では中継拠点にPCB廃棄物を一時的に保管する必要がある一方で、道外からのPCB廃棄物が大量に滞留したり、不適正に処理されたりすることを未然に防止することが重要であることから、道外から道内に運ばれるPCB廃棄物の量や運搬の経路等を事前に把握し、この動向を注視する必要があることから、条例を改正します。

3 改正の概要

道外産業廃棄物をPCB廃棄物処理施設において処理する場合であっても、道内で積替え又は保管を行う場合には、事前に書面で知事に協議しなければならないこととします。

4 今後のスケジュール

平成31年第1回北海道議会定例会に提案予定

参考：PCBの処理に関する基本的事項

- ・ PCBは有害物質でS47に製造中止（S43のカネミ油症事件が契機）
- ・ PCBは法律（PCB特別措置法）で処理期限が定められている（安定器はH35.3.31まで）
- ・ 高濃度のPCBは国全額出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のみで処理可能